

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 契約により、幸田町（以下「甲」という。）から工事及び業務等（以下「業務等」という。）の受託をした者（以下「乙」という。）は、契約内容による業務等を履行するにあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるとともに個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、契約による業務等に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、契約による業務等に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務等に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の収集)

第3条 乙は、業務等を実施するため個人の情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的達成のため必要最小限のものとしなければならない。

### (再委託の禁止)

第4条 乙は、甲から受けた業務等を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託等する場合には、甲の承認を得るものとする。

### (目的外の使用等の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約による業務等に係る個人情報を当該業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約による業務等に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (個人情報の返還)

第7条 乙は、契約が終了し、又は解除されたときは、契約による業務等に係る個人情報を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲の指示又は承諾があるときは、漏洩を来さない確実な方法で廃棄することができる。

2 前項ただし書きの規定により廃棄をしたときは、乙は、甲に対して次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 廃棄年月日
- (2) 廃棄場所
- (3) 廃棄方法
- (4) 廃棄責任者氏名
- (5) その他甲が求める事項

### (事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

この場合、甲は乙に対して個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができるものとする。

### (厳重な保管及び搬送)

第9条 乙は、契約による業務に係る個人情報の漏洩、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

### (適正な管理)

第10条 乙は、第1条から第9条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 附 則

この特記事項は、平成17年10月1日から施行する。